

経営者・部門責任者向けセミナーのご案内

弁護士×社会保険労務士で掘り下げる

受講料
無料

中小企業における 働き方改革と労働時間管理 ～迫る2020年4月1日問題～

第一部

弁護士が語る、
働き方改革で求められる時間外労働の上限規制
担当：弁護士 徳田 聖也

第二部

社労士が語る、
中小企業の現場から修正を求められる時間外労働の上限規制対応
進行：弁護士 谷川 安徳 ゲスト講師：特定社会保険労務士 岩井 雅廣 様

開催日時

2020年3月5(木) 15:00～17:00

会場

三甲大阪本町ビル 3階会議室
〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2丁目3-8

働き方改革の一環として、労働基準法の改正により時間外労働の上限が法律に規定され、その違反についてはこれまでと異なり、刑事責任たる罰則の適用対象となりました。中小企業については、時間外労働の上限規制改正法の適用が猶予されていましたが、2020年4月1日以降の時間外労働には改正法が適用されます。本セミナーでは、使用者側の弁護士と社会保険労務士から、2部構成でお伝えをさせていただきます。

講師紹介



■経歴
平成11年3月
立命館大学大学院法学研究科
博士前期課程修了
司法修習：54期
平成13年10月弁護士登録
(大阪弁護士会)
■役職等
民事調停官
(大阪地方裁判所H22.10～H24.9)
甲南大学法科大学院特別講師
(H16.4～H21.3)等

グロース法律事務所
弁護士
谷川 安徳



■経歴
平成18年3月
同志社大学文学部卒業
平成21年3月
立命館大学法科大学院修了
司法修習 63期
平成22年12月弁護士登録
(大阪弁護士会)
■講演歴
介護事業所向けセミナー
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」
融資を受けやすい事業計画書作成セミナー

グロース法律事務所
弁護士
徳田 聖也



ゲスト講師
社会保険労務士法人IMI
特定社会保険労務士
岩井 雅廣 様

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX：06-4708-6203

貴社名		参加者名	
メールアドレス		@	
ご住所		電話番号	

主催

グロース法律事務所
〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号三甲大阪本町ビル10階
TEL：06-4708-6202 FAX：06-4708-6203